

令和7年度 第4回剣道段位（初段～三段）審査会 実施要領

一般財団法人 長野県剣道連盟

1 主 催 一般財団法人長野県剣道連盟

2 期日・会場 令和8年3月21日（土） 長野運動公園総合運動場総合体育館
長野市吉田5-1-19 TEL026-244-3290

◆審査会日程 受審者数確定後（審査会1週間前）、受付時間等を県連HPに掲載するので確認すること。 ※再受審者（形）も同様とする。

3 支部・加盟団体の申込締切 令和8年2月18日（水）

4 受審資格

- (1) 初 段 剣道一級受有者で、満13歳以上の者
* 審査会当日に13歳に達した者 * 受審する月が現段位の合格月と同じか、それ以降であること
- (2) 二 段 初段受有者で、受有後1年以上経過した者
- (3) 三 段 二段受有者で、受有後2年以上経過した者
- (4) 再受審 過去1年以内の審査会における実技合格者で、日本剣道形及び学科が不合格の者

5 審査方法

全日本剣道連盟剣道称号・段位審査規則および長野県剣道連盟称号・段級位審査規則による。

6 審査科目

- ① 初・二段：切り返し・実技（立合）2回 三段：実技（立合）2回
- ② 日本剣道形（初段：太刀 一・二・五本目 二段：太刀 五本目まで 三段：太刀 七本）
- ③ 学科（「第4回剣道段位（初段～三段）学科審査要項」に従い事前に作文作成、審査会当日提出）

7 申込方法

- (1) 受審者は「段位審査申請書（第3号様式 - 1）」を各支部または加盟団体（県警、各地区の中体連・高体連）の審査受付窓口にお問い合わせるか、県連HPからダウンロードして作成する。（県連HPの「書き方の見本」参照）その後、「段位審査申請書」及び添付書類（初段受審者は「一級合格証」の写し）を自身が所属している団体（剣友会・道場・スポ少・育成会・学校部活動）を通して、支部・加盟団体審査受付窓口「3 支部・加盟団体の申込締切」期日までに提出する。（個人が直接、支部・加盟団体審査受付窓口にも提出することもできる）
- (2) 現段位を他都道府県で取得した者は、「段位審査申請書」とは別に「一般財団法人長野県剣道連盟入会申込書（第5号様式）」を自身が所属する団体を通して、支部・加盟団体に提出する。（個人が直接、支部・加盟団体審査受付窓口にも提出することもできる）※提出期日は「段位審査申請書」と同じあわせて、「入会金5000円」を所定の方法（3（2）審査料の事前納入について参照）にて振り込む。
- (3) 再受審者（日本剣道形・学科）は、「段位審査申請書」（第3号様式 - 1）に添付書類「再受審査票」（原本）を添えて（1）と同様に提出する。

- (4) 県連事務局では個人から直接の申込みは受け付けない。必ず支部・加盟団体窓口へ提出すること。
- (5) 各支部・加盟団体は、受審者の「段位審査申請書」(第3号様式 - 1) 及び添付書類(一級合格証の写し等)等を取りまとめ、指定の期日までに「一般財団法人長野県剣道連盟会長宛」として県連事務局へ送付する。
- (6) 日本剣道形および学科の再受審は、「10 再受審の手続き」による。
- (7) 「段位審査申請書」の様式は、別掲第3号様式 - 1を用い、「記載上の注意」をよく読んで記入する。
- (8) 申請書類の様式は各支部または加盟団体事務局に問い合わせるか、一般財団法人長野県剣道連盟 HP からダウンロードすることができる。

8 審査料(事前納入)について

受審の受付は、審査料(受審者全員)、入会金(上記7(2)該当者)の納入を持って完了とする。
、指定の期日までに県連指定口座に振り込むこと。

期日に遅れる場合は、支部・加盟団体審査受付窓口を通して必ず県連に連絡すること。

【審査料】初段：4,800円 二段：5,800円 三段：6,900円

【振込先】指定金融機関 ゆうちょ銀行 口座番号：00570-0-54213 一般財団法人長野県剣道連盟 宛

※他行からの振り込みの場合 ゆうちょ銀行 店名(店番)：〇五九店(059)

預金種目：当座 口座番号：0054213

【振込締切】令和8年2月25日(水)

※振込用紙には「受審段位」「受審者氏名」を必ず明記すること。

9 登録料及び合格証書

- (1) 合格発表後、合格者に登録料振込用紙を配付するので、期日までに県連指定口座に振り込むこと。
- (2) 合格証書は全日本剣道連盟より送付後、県連から合格者個人宛に郵送する。

10 審査結果

- (1) 合格発表は会場内の指定場所に合格者番号を掲示する。
- (2) 実技不合格者(希望者)には、審査結果の内容を通知する。
- (3) 実技合格者で日本剣道形または学科の不合格者には「再受審査票」を発行し、不合格であった審査科目のみ再受審ができる。※実技審査不合格は再受審の対象とはならないので注意すること

11 再受審の手続き

- (1) 再受審の有効期限は、日本剣道形または学科の審査不合格日より1年間(同月の審査会)とし、1回に限り受審することができる。再受審で不合格であった場合は、次回は実技審査より受審することになる。※実技審査不合格は再受審の対象とはならないので注意すること
- (2) 再受審受審者は、審査会実施要領に従い、「3 申込締切」の期日までに自身の所属団体または支部・加盟団体に「段位審査申請書」(第3号様式 - 1)に「再受審査票」(原本)を添えて申請すること。再受審者の審査料は通常の審査料の半額とし、期日までに県連指定口座に振り込むこと。(8参照)
- (3) 受付時間等は受審者数の確定後、県連HPに掲載するので受審者が各自で確認すること。
- (4) 準備期間の修練を十分に積み、万全を期して臨むこと。また、手続きに必要な「再受審査票」を紛失しないように気を付けること。
- (5) 学科再受審者は「第3回剣道段位(初段～三段)学科審査要項」に従って記入し、「段位受審申請書」とともに支部・加盟団体に提出すること。提出期日は上記の受審の申込締切に準じる。

12 個人情報保護法への対応について

申請書及び学科作文に記載される個人情報（支部・加盟団体名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、職業、学校名等）は、長野県剣道連盟が主催する本審査会運営のために利用する。

なお、支部・加盟団体名、氏名、生年月日等の最小限の個人情報は、掲示用紙等に記載することがある。

13 その他

- (1) 今回の審査会は「一般財団法人長野県剣道連盟 感染症予防ガイドライン (R6.9.1 策定)」に沿って開催する。審査会に関わる連絡は、県連 HP 掲載および各支部・加盟団体にその都度通知するので確認すること。
- (2) 会場入場後、指定の待機場所で他の受審者と間隔を空けて待機し、指示に従って受付をすること。審査会に関する説明や指示をよく聞いて行動すること。
- (3) 受審に必要な剣道用具、木刀については各自で用意すること。ただし、個人を特定するもの（所属団体名や学校名も含む）の着用は避けること。
- (4) 下足入れ用として袋を各自持参すること。下足はそれに入れて管理すること。
- (5) 実技審査（面着用）時は「面マスク」または「マウスシールド」を着用すること。（両方の着用可）日本剣道形審査時のマスク着用は任意とする。
- (6) 「6 審査科目 ③学科」に関して、指定用紙（様式）が昨年度（令和6年度）までのものから変更になっているので、十分注意すること。詳細は別紙「令和7年度第3回剣道段位（初段～三段）学科審査要項」にて確認すること。
- (7) 貴重品の管理は各自で責任をもつこと。盗難・紛失などの責任は本連盟では一切負わない。
- (8) 受審者以外（保護者・付添者等）の入場に制限は設けないが、審査会中は受審者に付き添うことはできないので注意すること。
- (9) 欠席の場合は県連事務局（下記）に必ず連絡すること。なお、欠席の場合は受審料を返金するので、①受審者名 ②受審段位 ③連絡先電話番号 ④指定金融機関口座番号 ⑤口座名義人氏名 を FAX にて県連事務局まで連絡すること。

審査会に関しては、下記に問い合わせること。

一般財団法人	長野県剣道連盟
〒380-0844	長野市諏訪町503
電話	026-237-8939
FAX	026-235-8266

令和7年度 第4回剣道段位（初段～三段）学科審査要項

一般財団法人 長野県剣道連盟

1 受審対象者

- (1) 長野県剣道連盟主催「令和7年度第4回剣道段位（初段～三段）審査会」を受審する者
- (2) 受審資格は「令和7年度第4回剣道段位（初段～三段）審査会実施要領」に定める。

2 審査方法

(1) 学科（作文）の審査

- ・課題に対して、自分自身のこれまでの修行実践を通じた考えを、具体的に述べられているか等について審査を行う。作文は受審者本人が書いたものとする。
- ・以下の事例に当てはまるものの引用・転記について、著作権の侵害に相当する場合は審査の対象としない。（著作権に関する不明な点は文化庁HPの「著作権なるほど質問箱」のページ等を参照のこと）
 - ① 全剣連制定文書「剣道の理念」「剣道指導の心得」等の文書
 - ② 過去の審査会に提出された小論文
 - ③ 他者が作成した小論文
 - ④ 書籍やインターネット上で模範解答として示された小論文

(2) 審査会による審査

提出された作文を採点の上、実技審査に付議して合否を決定する。

(3) 審査期日

「令和7年度第4回剣道段位（初段～三段）審査会実施要領」に定める。

(4) 合格発表

実技審査日、実技および日本剣道形の結果とともに発表する。

(5) 学科審査の再受審

実技及び日本剣道形が合格している者に限り、再受審を認める。

3 作成及び提出について

- (1) 課題 **初段：あなたにとって「剣道を行う目的」を書きなさい。**

(表題) **二段：「基本打突の練習」で大切にしていることを書きなさい。**

三段：あなたが日頃大切にしている「稽古の心構え」について書きなさい。

- (2) 用紙・記入について **長野県剣道連盟ホームページ（昇段審査ページ）掲載の指定様式（A4サイズ）をダウンロード（印刷）して使用すること。←昨年度までと変更になっているので注意**
黒ペンで自筆すること。（鉛筆またはシャープペンシル書き、ワープロによる作成は不可）
※指定様式をダウンロードできない場合は、受審申請先の支部・加盟団体に問い合わせること。

- (2) 字数 **200字程度** ※表題、氏名は含まない。

- (4) 提出 **実技審査受審者は審査会当日持参し、受付に提出すること。その際、封筒などには入れずに提出すること。**

学科再受審者は、封筒長3（長さ23.5cm・幅12cm）の表に「剣道〇段受審」、裏に所属支部または学校名と氏名を表記し、封印したものを受審申請書とともに支部または加盟団体審査受付窓口に提出すること。

※実技審査受審者、学科再受審者ともに**自筆の原本を提出**すること。（コピーの提出は不可）